

財務省第9入札等監視委員会
平成25年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成25年9月19日（木） 大阪合同庁舎第三号館 会議室	
委員員	委員 尾崎 雅俊（辰野・尾崎・藤井法律事務所・弁護士） 委員 相原 隆（関西学院大学法学部教授・同大学院法学研究科教授） 委員 中務 裕之（中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士）	
審議対象期間	平成25年4月1日（月）から 平成25年6月30日（日）まで	
抽出案件件	5件	(備考)
競争入札（公共工事）	一	
随意契約（公共工事）	一	
競争入札（物品役務等）	4件	<p>契約件名：国有財産の調査及び一般競争入札の補助に関する業務委託 契約相手方：開発エンジニアリング株式会社 大阪事務所（グループ代表） 契約金額：104,967,523円 契約締結日：平成25年4月5日 担当部局：近畿財務局</p> <p>契約件名：平成25年度麻薬探知犬飼育管理委託及びダミータオルの作製 契約相手方：有限会社関空ペット 契約金額：10,290,000円 契約締結日：平成25年4月1日 担当部局：大阪税関</p> <p>契約件名：平成25年度健康診断業務委託に関する単価契約 契約相手方：一般財団法人神戸港湾医療保険協会 契約金額：2,424,135円（予定調達総額） 契約締結日：平成25年5月29日 担当部局：神戸税関</p> <p>契約件名：大阪国税局書類保管等業務委託 契約相手方：株式会社中央倉庫 契約金額：41,272,812円（予定調達総額） 契約締結日：平成25年4月1日 担当部局：大阪国税局</p>
随意契約（物品役務等）	1件	<p>契約件名：宇治税務署ほか5税務署の構内電話交換設備の保守及び賃貸借契約 契約相手方：南海電設株式会社 契約金額：10,155,600円 契約締結日：平成25年4月1日 担当部局：大阪国税局</p>
応札（応募）業者数1者関連	4件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有財産の調査及び一般競争入札の補助に関する業務委託 ・ 平成25年度麻薬探知犬飼育管理委託及びダミータオルの作製 ・ 平成25年度健康診断業務委託に関する単価契約 ・ 大阪国税局書類保管等業務委託
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>契約件名：国有財産の調査及び一般競争入札の補助に関する業務委託</p>	
<p>契約相手方：開発エンジニアリング株式会社 大阪事務所</p>	
<p>契約金額：104,967,523円</p>	
<p>契約締結日：平成25年4月5日</p>	
<p>担当部局：近畿財務局</p>	
<p>昨年の審議結果を受け業務を2つに分割した結果、1つは一者応札が改善されている。そうした中、去年の予定価格と、今年の予定価格を比較すると相違しているが、それは数量の違いによるものか。</p>	<p>単価的には大きな差はないが、年間の発注予定数量が業務ごとに年によって異なることから多少の差異が生じているものである。</p>
<p>2つに分けることによって効果があったのかどうか。</p>	<p>総額で見ると、分割する前の契約価格が約1億7,500万円、2つに分割したものを合算すると、約1億7,800万円と金額的には大きな差は生じていないが、年間の発注予定数量が変化することから、総額で単純に比較することは難しい。</p>
<p>契約単価で見ても、昨年の各個別の業務によって少し上がったり少し下がったりしているものの、ほぼ1%、2%以内の範囲の差異となっている。</p>	
<p>今回抽出された1者応札について、将来的に解消される見込みはないのか、なぜ他者が出てこないのかお伺いしたい。</p>	<p>入札説明書をとりに来た4者の中、参加しなかった3者について、聞き取りを行っている。 その結果、グループの組成を進めていく中で、利益の分配等について、最終的に協議が調わなかったこと、また、人員や機材等初期投資の回収が難しいといった要因を挙げた業者があった。</p>
<p>一方、来年度の新規参入に向け積極的に組成準備を既に進めているグループについても、初期投資をどのように回収していくかが1つの課題になっているとの話を聞いている。</p>	
<p>初期投資という言葉からすると、複数年契約にすればもう少し参加してくる業者も出てくるかもしれないということか。</p>	<p>本年度は業務分割を行ったが、現在、来年度の複数年契約の導入に向けて準備を進めているところである。</p>
<p>今回落札した開発エンジニアリングという会社は以前から落札している会社か。</p>	<p>昨年度も開発エンジニアリングを代表とするグループが落札したが、構成会社が若干変化している。</p>

意見・質問	回答
<p>分割したもう1つの契約について、その2者のうちの1者にこの開発エンジニアリングも入っているのか。</p> <p>複数年契約の検討等、一者応札の改善のための努力をしているとの話だが、業務内容における地域性や、調査補助業務については、専門的な知識・技術の必要性による業務分割の可能性については検討したか。</p>	<p>入っている。維持管理業務もやはり開発エンジニアリングが落札している。</p>
<p>分割されたもう一方の二者応札された件の、落札業者と二番札との差はどの程度であったか。</p> <p>応札しなかった業者で、来年度の受注に向けて準備を開始しているところがあるとのことであるが、今年だけで評価するということではなく、ある程度の期間で効果が出てくると思うので、更なる努力をお願いしたい。</p>	<p>地域性について、大阪や京阪神は非常に物件数も多く、このような地域については交通も至便のため、確実に応札業者がいるだろうと感じている。ただ、和歌山県、南紀、串本あたりも含め、また、京都府においても、舞鶴方面などは物件数も余りなく交通費が非常にかかることや、地方の地域にこういったノウハウを持っている業者も少ないということもあり、地域分割を行った場合は、落札が見込める地域と危ぶまれる地域というのが出てくるため、地域の分割は今のところは考えていない。</p> <p>また、調査補助業務の更なる分割ということについて、この入札案内書の物件調書が、不動産業者が行うところの重要説明事項にかわるものであり、この内容に記載の誤り、漏れ等があった場合、場合によっては国が損害賠償責任を負うといった非常に重要な書類になっている。したがって、この物件調書を作成する内容について、直接的にその物件の調査を行い、内容を十分把握している業者に一括して作成させることが正確性の担保につながっているものと感じている。今後、さらに業務の分割方法がないかどうか、検討を進めていきたいとは思うが、物件調書の正確性を担保するためには、今のところ、これ以上の分割はやや難しいのではないかと考えている。</p>
	<p>落札業者は約6,900万、二番札は約7,300万円であった。</p>

意見・質問	回答
<p>契約件名：平成25年度麻薬探知犬飼育管理 委託及びダミータオルの作製</p> <p>契約相手方：有限会社関空ペット</p> <p>契約金額：10,290,000円</p> <p>契約締結日：平成25年4月1日</p> <p>担当部局：大阪税関</p>	
<p>資料より、応札業者以外にもう一者見積りを微しているようだが、この業者は応札してこなかつたのか。</p>	<p>入札説明を受けたがその後辞退している。</p>
<p>辞退理由は確認しているか。</p>	<p>作業員の確保が難しくなったというのが辞退理由であったと聞いている。</p>
<p>昨年、一昨年も関空ペットが契約相手方となっているのか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>多くの場合、犬の定数が決まっていて、毎年同じような業務内容になると思われるが、去年の入札金額と今年の入札金額を比較した場合、そこに企業努力は感じられるか。</p>	<p>必要に応じて清掃の回数や餌やりの回数を見直しており、業務内容が毎年毎年同じというわけではなく契約金額にも変動がある。今回、企業努力がどの程度されているかという判断は難しいが、予定価格に対しての落札率には大きな差は見られない。</p>
<p>仕様書に必要な資格として定められている大阪府発行の動物取扱業登録証の種別「保管」について、この資格を所持している業者数は把握しているか。</p>	<p>業者数は把握していない。</p>
<p>この資格により応札できる業者がかなり限定されると思われるが。</p>	<p>ペットホテルや犬の美容室などを経営する業者はこの登録証を持っており、そのような業者は、市中でよく見かけられる。</p>
<p>了解した。では、ターゲットが明確であるならば、そこに対して、何らかの方法で告知や案内をすることはできないか。</p>	<p>この資格が応札できる業者を限定しているとは思わない。</p>
<p>ダミータオル作製というのは特別なものだと思うが、飼育管理と分割して発注することは検討したか。</p>	<p>その点については内部でも検討している。税関がこのような業務を発注しているということをどのようにPRするのかという点が今後の課題であると認識している。</p>
<p>分割発注の可能性については検討を行ってきた。</p>	<p>現状では、一括して発注することにより、毎日2～3名の作業員が、午前中に犬舎の清掃業務、</p>

意見・質問	回答
	<p>昼からダミータオルの作製等を行うなど、業務を効率よく実施できている。</p> <p>しかし、分割して発注した場合、別々の業者がそれぞれに作業員を派遣することになるため、関空島までの連絡橋の通行料などの経費が増加するため、結果として全体の契約額が押し上げられることが危惧される。</p>
<p>関空ペットは関空島の中で、旅行客のペットを預かる店舗や施設を所有しているのか。</p>	<p>所有していると聞いている。</p>
<p>見積りを提出したもう一者はどうか。</p>	<p>所有していないと思われる。</p>
<p>その場合、その段階で既にコスト的に優劣があるのではないか。</p>	<p>確かに、作業員の融通などにおいては、関空島内に拠点があれば有利といえる。</p>
<p>一者応札改善の方策を模索している点は好ましい。ぜひ今後も検討を重ねていただきたい。その中でも、他にどのような業者があるのか情報収集を行い、こちらから広報していくのは良いことだと思う。</p>	
<p>なお、人の手配が必要な契約において、例えば3月に落札して、4月から早速業務開始となると、人に余裕のある大きな会社でなければ対応が困難と思われる。もっと早くに落札が決まれば、例えば業務開始まで3ヶ月程度の余裕があれば、小さな会社でも対応可能となり、一者応札の改善につながるのではないか。</p>	
<p>また、会社が人員確保を行うモチベーションの観点から、1年間で終わってしまう契約と3年間継続する契約では異なることが考えられるため、複数年契約も一つの選択肢として考えてはどうか。</p>	
<p>ただし、複数年契約については、1者応札が明らかな場合、競争性が働かない状況下で決定した契約金額が複数年継続してしまう可能性があるため、複数業者の応札が見込まれる場合にだけ有効と思われる。</p>	

意見・質問	回答
<p>契約件名：平成25年度健康診断業務委託に関する単価契約</p> <p>契約相手方：一般財団法人神戸港湾医療保険協会</p> <p>契約金額：2,424,135円</p> <p>契約締結日：平成25年5月29日</p> <p>担当部局：神戸税関</p> <p>次の3点について説明願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一者応札の理由について。 2. 以前の入札状況はどうか。一者応札の場合、解消する手段はあるのか。 3. 公募により契約している「総合健康診査業務に関する契約」との違いについて。 	<p>まず、一者応札の理由について説明する。</p> <p>応札者以外の他の病院にヒアリングを実施したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般外来等との関係で受け入れる余裕がない ② 一般的な健康診断よりも人間ドックの受け入れを優先している、 ③ 入札参加資格を取得していない、 ④ 来年度の状況によっては入札に参加することを検討したい、 <p>との回答であった。これらの結果から、応札対象者が病院であるということもあり、新規顧客獲得に余り積極的でないこと及び十分な受け入れ体制が現時点ではないことなどが一者応札につながっている要因と考えられる。</p> <p>次に、前年度以前の入札状況と一者応札を解消する手段について説明する。</p> <p>平成20年度以降の契約を確認したところ、いずれも一者応札であった。解消手段については、先ほどのヒアリング結果にもあるとおり、受け入れ可能な病院も潜在している可能性があることから、次回以降は、参考見積もりを依頼する者を増やし、それらの者に対し入札実施予定を周知することで参加者を増やしたいと考えている。</p> <p>最後に、総合健康診査業務に関する契約との違いについて説明する。総合健康診査業務というのは、一般的に言う人間ドックのことである。健康診断は、全額官費負担であることから、最も安価な病院1者と契約する必要があり、一般競争入札を実施している。一方、人間ドックは、費用の一部のみを定額で官費負担することになっており、いずれの病院であっても官費負担は同額となることから、職員が有利な病院を選択できるよう公募により応募のあった病院全てと契約している。</p>

意見・質問	回答
<p>落札者的一般財団法人神戸港湾医療保健協会とはどのような団体か。官公庁の外郭的なものや人的交流があるなどの関係はないか。</p> <p>複数の者から徴取している参考見積りの額にそれぞれ大きな開きがあるが、来年、応札を働きかける場合、この金額差を埋めることが課題となるのか。</p>	<p>一般的な病院である。</p> <p>それも一つの課題であるが、当関からすれば、先ほどのヒアリング結果にもあるように、入札の実施予定について広く知らしめることも重要であると考えている。</p>
<p>健康診断が勤務中に実施される関係で、仕様上、半径1.2キロメートル以内にある病院と限定しているが、健康診断バスが利用できるとなると距離の制約がなくなる。今後、バスの利用についても検討してみてはどうか。</p>	<p>以前、複数の医療機関にバス利用について聞いたところ、バスによっては胃透視等の検査できない項目があるとの回答であった。</p> <p>また、バスを利用した場合、通常単価に出張経費的なものが加わることから、金額が高くなるとも聞いている。</p> <p>それらを踏まえ関係する部門と検討したい。</p>
<p>健康診断は単年度契約なのか。例えば、データ管理による前年比較が必要で病院を変えることができないということはないか。</p>	<p>単年度契約であるが、データは税関にも通知されるため、他の病院となっても問題はない。</p>

意見・質問	回答
<p>契約件名：大阪国税局書類保管等業務委託 契約相手方：株式会社中央倉庫 契約金額：41,272,812円 契約締結日：平成25年4月1日 担当部局：大阪国税局</p>	
<p>一者応札の理由及び契約の長期化（複数年契約）の可否について説明いただきたい。</p> <p>また、「大阪国税局書類保管等に係る搬送業務」と、統合できるのではないかと考えられるが、分割している理由を説明願いたい。</p>	<p>当該案件は、税務署において物量的に保管しきれない行政文書を外部に保管するため、一括集中簿書庫として民間倉庫を借上げるものである。</p> <p>まず、一者応札の理由について説明する。</p>
	<p>当該案件は仕様において、既存の契約業者以外が受託した場合、文書の移送費用をその業者が負担することとなっている。それが新規業者の入札参加を困難にしていると考えている。</p> <p>なお、当該案件については、平成22年度までは大阪国税局では契約の性質が競争性を許さないとして、随意契約により調達していたが、他の国税局において、同様の仕様であっても新規業者が落札している現状を鑑み、大阪国税局においても平成23年度から一般競争入札に変更した。</p>
	<p>また、複数年契約の可否については、数年先の書類の保管数が把握できない点が国庫債務になじまないとの理由から実施していない状況である。</p> <p>次に、大阪国税局書類保管等に係る搬送業務と統合できるのではないかという点について説明する。</p>
	<p>搬送業務については過去の調達実績から、複数者による競争性が働いている。それを保管業務と統合することにより、結果として一者応札となり、搬送業務についても競争性が得られなくなる恐れがあるとの判断から、現状としては個別の調達を行っている。</p>
<p>月別保管数量に増減があるのは、基本的に保管する書類は増加するが、保管期限が過ぎた書類を隨時廃棄しているからという理解でよいか。</p>	<p>保管簿書によって、保存期間満了日が異なるため、月別保管数量に増減が生じる。</p>
<p>月別保管数量一覧表によれば、最大時の保管数量が期首に比して約28,000個増加しているが、これは当該年分の書類が増加しているという理解でよいか。</p>	<p>税法の改正による添付書類の増大、大阪国税局が当該業務とは別に保有する集中簿書庫の廃止に伴う保管書類の移管による増加等が要因である。</p>

意見・質問	回答
<p>先ほどの説明によれば、当該業務を新規業者が受託する場合、新規業者の負担で保管書類を移管させなければならず、これが入札参加への障害になっていることは認識しているが、他の国税局においては同様の仕様であっても新規業者が受託している例があるため、大阪国税局においても一般競争入札により競争相手を募るということか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>例えば、当該年分に新規で発生する書類を保管する業務を委託してはどうか。そうすれば何ら障害なく新規業者が入札に参加できると考える。</p> <p>しかし、大阪国税局からすれば、年分によってそれぞれ保管場所が異なることになるため、そのような煩雑なことはしないのだろうとも思われる。</p>	<p>当該業務については、書類を保管するのみではなく、保管している書類を各税務署からの依頼に基づき照会する業務が含まれている。</p> <p>年分ごとに受託業者が異なった場合、年分の異なる同一の納税者の書類を複数の業者に照会依頼することになり、非効率な事務運営となる。そのような側面を考慮すると、ご提案いただいた調達方法は、実現が難しいと考える。</p>
<p>そうであれば、やはり複数年契約の話になるのだが、先ほどの説明において、将来の保管数量が予測できず、債務額が確定しないため複数年契約はできないということであった。</p> <p>現状であれば、将来ずっと同じ業者が受託していくことになると思うが、どのようにお考えか。</p>	<p>仮に、保管数量が減少した時期においては、新規業者の入札参加の可能性はあると考えるが、それも難しいというのが現状である。</p>
<p>従来の公募による調達であれば、このような指摘や問題は生じなかつたと考える。</p> <p>他の国税局で競争入札による調達事例があったため、大阪国税局でも競争入札に移行したということであるが、時期尚早ではなかつたのか。</p>	<p>国税局の統一的な調達方法の実施及び国税庁の指示の下、当局において、公募又は競争入札のどちらにより調達するかを検討した結果、競争入札による調達を実施している。</p>
<p>構造的にハンディキャップがある競争入札が、公正公平な競争なのか疑問はあるが、新規業者が初期費用を投下して受託できれば、翌年度以降の受託を見込める優位性があることは理解できる。それが果たしてよいことなのかは難しい問題だと思う。</p> <p>当該業務の性質上、毎年受託業者が変わることは元々想定していないと思われる所以、複数年契約で競争させることが正しい調達方法ではないかと考える。</p>	

意見・質問	回答
<p>契約件名：宇治税務署ほか5税務署の構内電話交換設備の保守及び賃貸借契約</p> <p>契約相手方：南海電設株式会社</p> <p>契約金額：10,155,600円</p> <p>契約締結日：平成25年4月1日</p> <p>担当部局：大阪国税局</p>	
<p>どのような状況で随意契約を締結したのか説明願いたい。</p>	<p>当該案件は税務署で使用する電話交換機等の設備に係る借上げ及び保守業務である。</p> <p>大阪国税局では、電話交換機は通常10年の使用に耐えられるという判断のもと、平成19年10月以降調達の電話交換機の賃貸借及び保守契約について、国庫債務負担行為を活用した契約を締結している。本件については、平成20年に10年間を想定した契約を締結しており、借上げ当初の5年間については一般競争入札、5年経過後の契約は、契約の性質が競争を許さない場合に該当するとの判断に基づき、当初契約業者と特命随意契約を締結している。</p>
<p>当該業務は、契約期間は5年であるが、仕様書において実質は10年であると含みを持たせることによって、業者は10年で費用回収するリース契約であるとの前提で見積書を提出しているのか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>前後各5年は同じ金額か。</p>	<p>同じ金額である。</p>
<p>過去の当委員会の審議事案の中で、借入期間は5年であるが、実際は5年以上の借入を想定しているリース契約において、大阪税関と神戸税関で2パターンの契約があった。一つは、5年経過後に公募をしたが、申込者がなく随意契約した事例である。もう一つは、5年経過後に競争入札を実施したが、一者応札となった事例である。本案件の大坂国税局の調達方法は3パターン目であり、5年経過後に公募又は競争入札は行わず随意契約するというものである。</p>	<p>5年経過後の調達方法について財務省に照会したところ、本案件は契約当初に5年経過後に特命隨契することを説明しているためやむを得ないが、今後については、仮に仕様書等に契約期間は実質10年であると表現しても、それをもって5年後に特命隨契できるものではなく、競争入札又は公募による調達を行うべきであるとの回答を得ている。</p> <p>当局においても、今後は競争入札又は公募による調達を行わざるを得ないと考える。</p>
<p>当初、契約期間は実質10年であると含みを持たせた上で契約しているのであれば、5年経過後に公募又は競争入札を行っても競争相手は存在しないため、形ばかりのものになっている。大阪国税局の調達方法が実態に即しているのではないか。</p>	

意見・質問	回答
どちらが正解であるか判断が難しいが、実質的な競争相手が存在しない場合において、そのような形式だけの競争入札や公募を行うことにどれほど意味があるのか疑問である。	